

ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書

令和6年3月下旬に、鳥取中部ふるさと広域連合よりごみ処理手数料改定の通知がございました。

通知には、本年10月に例えば可燃ごみについて現行125円/10kgの1.44倍となる180円/10kg、さらに段階的に引き上げ、令和8年度には310円/10kgと現行の約2.48倍となる旨の内容が記されていきました。

この通知文書を目にするまで、収集業者はこの価格改定を知る余地もなく、いきなり本年度途中より、しかも短期間での大幅な値上げに驚いた次第です。また排出事業者にとっては、令和6年4月10日発刊の日本海新聞の記事で初めて知った方も多いはずです。

昨今多くのコロナ支援策が打ち切れ、ごみ処理受託料の回収が困難な排出事業者も出始める中、鳥取中部ふるさと広域連合にごみ処理手数料を支払いする収集業者が価格転嫁できなければ経営が圧迫するのは必至です。

とある自治体では、環境省が示す「一般廃棄物有料化の手引き」を参考にごみ処理手数料を例えば可燃ごみについて、現行の231円/10kgを令和7年度より1.08倍の250円/10kgに改定するにあたり、令和5年度にパブリックコメントを求め、令和6年度を啓発期間とし令和7年度から実施するという手順を踏んでいます。この例以外でも多くの自治体のごみ処理手数料改定の際には、住民や事業者の意見を反映し十分な啓発期間をかけて慎重な対応をしています。

環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」は廃棄物処理法第5条の2第1項「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を基に、広域的な見地からの調整を行うことを目的に作成されたもので、極めて民主的な手段でごみ処理手数料の有料化や見直しがなされるよう示されています。

しかしながら、この度の手数料改定手続きは、環境省の手引きが示す住民及び事業者との事前説明会や意見交換、意見聴取がなされていないだけでなく、審議会への事業者代表の委嘱もなく、事業者の意見を伝える機会がまったく与えられておりません。

したがって、ごみ処理費用がかさむ中で、ごみ処理手数料を改定することについては一定の理解はしますが、改正手続きに当たっては、事業者としての意見を何卒考慮いただき、改定時期及び改定金額についてもっと緩やかな経過措置による段階的な改定となるよう鳥取中部ふるさと広域連合に対し、ごみ処理手数料改定の見直しについて以下の項目を強く要請します。

記

1. ごみ処理手数料の改定時期を令和7年度以降の年度当初からとすること。
2. ごみ処理手数料の段階的引き上げ額及び引き上げ期間を、もっと緩やかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

鳥取中部ふるさと広域連合長